

静岡県消費者基本計画 進捗評価の方法

1 概要

静岡県消費者基本計画期間を確実に推進するため、毎年、数値目標の実績値を明らかにし、指標の推移を確認したうえで、進捗状況と成果を評価し、社会経済情勢の変化にも対応しながら、PDCAサイクルによる継続的な改善を図る。

2 根拠

静岡県消費者基本計画

第4章 推進体制と進捗管理

1 推進体制

消費者行政の関連施策を推進する関係部局で構成する静岡県消費者行政推進本部が、全庁的な総合調整を行い、計画を推進していきます。また、消費者教育の推進に当たっては、静岡県消費者教育推進県域協議会において調整を行うとともに進捗状況を確認します。

2 進捗管理

消費者教育にかかる施策の進捗状況について、静岡県消費者教育推進県域協議会で確認いただいた後、消費者教育を含むすべての施策の進捗状況を静岡県消費生活審議会に報告し、評価をいただきます。

進捗状況の評価の方法は静岡県の新ビジョン（総合計画）と同様とし、施策の評価については、ホームページで公表します。

3 記載内容

① 指標

- ・「基準値」 計画策定時(2020(R2)年度)の現状値
- ・「現状値」 2023(R5)年度の実績値
- ・「期待値」 計画最終年度(2025(R7)年度)に目標を達成するものとして、基準値から目標値に向けて各年均等に推移した場合における各年の数値
- ・「評価区分」 達成状況区分とその判断基準は次頁のとおり

② 主な取組状況

- ・2023(R5)年度の取組状況

③ 今後の取組方針

- ・今後の施策展開の方向性を踏まえた対応策

○成果指標

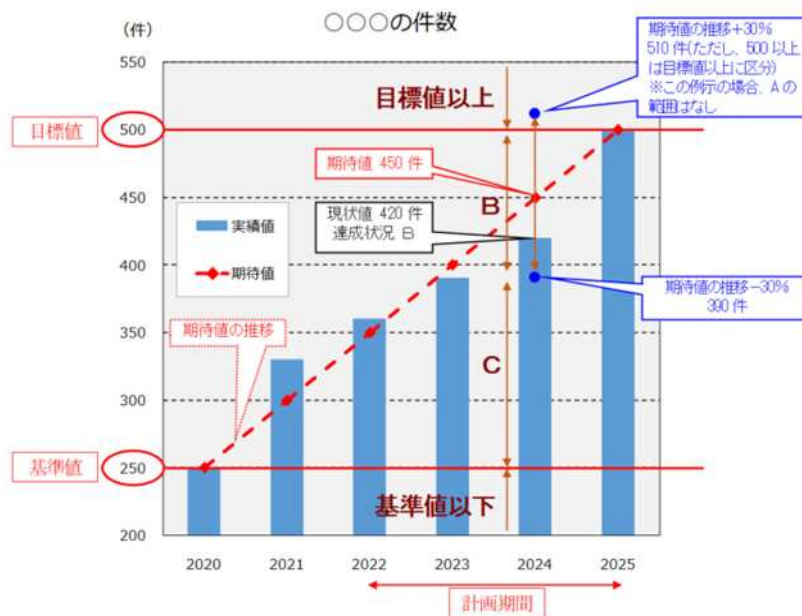
<維持目標以外>

区分	判断基準
目標値以上	「現状値」が「目標値」以上のもの
A	「現状値」が「期待値」の推移の+30%超え～「目標値」未滿のもの
B	「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
C	「現状値」が「期待値」の推移の-30%未滿～「基準値」超えのもの
基準値以下	「現状値」が「基準値」以下のもの

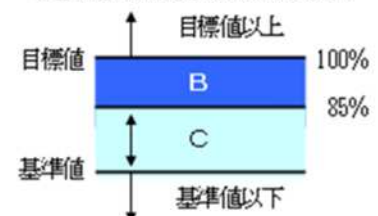
<維持目標>※毎年度目標達成

区分	判断基準
目標値以上	「現状値」が「目標値」以上のもの
B	「現状値」が「目標値」の85%以上100%未滿のもの
C	「現状値」が「目標値」の85%未滿のもの
基準値以下	「現状値」が「基準値」以下のもの

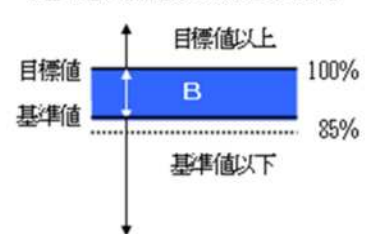
※ 計画最終年度（2025年度）に目標を達成するものとして、基準値から目標値に向けて各年均等に推移した場合における各年の数値を「期待値」とする。



【基準値が目標値の85%未滿の場合】



【基準値が目標値の85%以上の場合】



※ 計画期間内の累計で目標値を設定する数値目標の場合は、当該年度までの分（2022～2025年度累計の場合、2022年度は1年分）を期待値とし、1年の増加分の±30%を「B」の範囲とする。

○活動指標

<維持目標以外>

区分	判断基準
◎	「現状値」が「期待値」の推移の+30%超えのもの
○	「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
●	「現状値」が「期待値」の推移の-30%未滿のもの

<維持目標>※毎年度目標達成

区分	判断基準
◎	「現状値」が「目標値」の115%以上のもの
○	「現状値」が「目標値」の85%以上115%未滿のもの
●	「現状値」が「目標値」の85%未滿のもの

